

## 社会福祉法人浜松仏教養護院 役員報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人浜松仏教養護院（以下「当法人」という）定款第八条および第二条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### （役員報酬）

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### （費用弁償）

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け研修等に参加する場合、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

### （改廃）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成29年10月30日から実施する。